

愛知県私立高等学校等奨学給付金支給費の事務手続きについて

1 申請受付期間

令和7年7月11日（金）から11月20日（木）（必着）

各学校でこの期間内に保護者等から申請書類を提出していただき、取りまとめのうえ愛知県私学振興室に郵送で提出してください。

保護者等から学校への申請書類の提出期限は、申請受付期間内で学校において任意で設定してください。

2 学校における事務の詳細

（1）申請の受付

提出された申請書に記入漏れがないか、必要な添付書類があるかを確認してください。

（2）申請書について

ア 必ず提出するもの

- ・ 高等学校等奨学給付金支給申請書（様式 1-1）
 - ・ 高等学校等奨学給付金口座振替申請書（振込先口座の通帳等の写しを貼付）（様式 1-2）
※振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義のわかるもの
※キャッシュカードのコピーはなるべく避けてください
※原則申請者の口座としてください（申請者以外の口座に振込みを希望する場合は委任状が必要です）。
- ※表紙ではなく、見開きページをコピーしてください。

イ どちらか一方を必ず提出するもの

①基準額 1 を申請する方

福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書（令和7年7月1日現在で生活保護の生業扶助を受けていることがわかるもの）

②基準額 2， 3， 4 を申請する方

- ・ 保護者等全員の令和7年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類
※学校で確認書類の写しを添付する場合は、原本証明したもの
- ・ 【専攻科で基準額 4 を申請する場合のみ】扶養親族申告書（様式 10）

ウ 家計急変世帯として申請する場合に提出するもの

- ・ 家計状況申告書（様式 5-1～2）
- ・ 家計急変の発生事由を証明する書類
- ・ 家計急変の発生時期を証明する書類
- ・ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
- ・ 扶養誓約書（家計急変申請用）（様式 7）

エ 対象生徒が着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要であり、加算支給を申請する場合に提出するもの

- ・制服の再購入に係る誓約書・証明書（様式 9）
- ・罹災証明書

（３）受付後の事務

ア 申請書下段の学校使用欄の記入

学校長名で在学証明及び就学支援金・学び直し支援金・専攻科支援金の受給資格があることの証明の記入をお願いします。

イ 愛知県（私学振興室）への書類提出

（〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2 愛知県県民文化局学事振興課私学振興室）

【提出するもの】

- ・申請者からの提出書類一式、書類不備等があった場合の連絡先

3 支給方法

愛知県から直接、申請のあった口座に振込みます。

振込口座は原則申請者の口座となります。申請者以外の口座に振込みを希望する場合は委任状が必要になります。

4 留意事項

- （１）学校において申請書等の取りまとめにご協力いただけない場合には、学校使用欄に在学証明等の必要事項を記入した申請書を保護者等にご送付いただき、必要書類を添えて保護者等から愛知県私学振興室に提出するようご周知ください。また、保護者等へ、電話お問い合わせによる到達確認はお控えいただき、郵便事故等が心配な場合は、特定記録や簡易書留による郵便を活用するようお伝えください。
- （２）申請書等の様式は愛知県公式ウェブページからダウンロードしてください。

愛知県公式ウェブページ

愛知県私立高等学校等奨学給付金のご案内

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/shigaku-syougakukyuhukin.html>

家計急変世帯の高等学校等奨学給付金の申請手続について

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/shigaku-syougakukyuhukin-kakeikyuuhen.html>